

みささ子ども・若者育成会 規約

(名称)

第1条 この会はみささ子ども・若者育成会(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、三朝町（以下「本町」という。）の子ども・若者の健全育成の振興発展に寄与するとともに、家庭や地域の相互連携・協働の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、関係機関団体及び本町の施策等と緊密な連携を保ち、次の事業をおこなう。

- (1) 子ども・若者の社会参加推進に関する事業
- (2) 子ども・若者の育成に関する積極的関心を高めるための諸活動
- (3) 子ども・若者の健全育成・非行防止に関する事業
- (4) 子ども・若者が参加する活動の推進及び支援に関する事業
- (5) 子ども・若者の育成等に関する要望及び提言
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 本会は、本会の目的に賛同する者（以下「会員」という）をもって構成する。

(チームの設置)

第5条 本会に次のチームを置く。

- (1) 事業チーム
- (2) 啓発チーム
- (3) 見守りチーム

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) チームリーダー 3名
- (4) 監事 2名

(役員の選出)

第7条 役員の選出は次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は、役員会で選出し、総会で承認を得る。
- (2) チームリーダーは、第13条に掲げるチームからそれぞれ1名を選出し総会で承認を得る。
- (3) 監事は、総会において選出する。

(役員の任務)

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。
- (3) チームリーダーは、各チームを代表し、チーム業務を統括する。
- (4) 監事は、事業及び会計を監査する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補充により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第10条 本会に、顧問を置くことができる。顧問は役員会に諮り、会長が委嘱する。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、役員会及びチーム会議とする。

(総会)

第12条 総会は、毎年1回会長が招集し、役員の中から議長を選出する。ただし、会長が必要と認めるときは臨時に開催することができる。

2 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び予算の承認に関する事
- (2) 事業報告及び決算の承認に関する事
- (3) 規約の改廃に関する事
- (4) 役員の承認に関する事
- (5) その他、役員会が、必要と認めた事項に関する事

(役員会)

第13条 役員会は、必要に応じて会長が招集し議長となる。

- 2 役員会は、本会の運営に必要な事項を審議する。
- 3 役員会は、会長、副会長及びチームリーダーをもって構成する。

(チーム会議)

第14条 チーム会議は、必要に応じてチームリーダーが招集し議長となる。

- 2 チーム会議は、次の事項を審議する。
 - (1) 事業の企画、運営及び常時活動の推進
 - (2) その他、必要な事項の調査、研究、協議及び事業
- 3 各チームは若干名で構成する。

(議事)

第15条 各会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 自然災害等により、会議の招集が困難であり会長がやむを得ないと認めるときは、会議は書面により開催することができる。この場合、期日までに回答された議決権行使書の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務局)

第16条 本会の日常の事務を処理するため、三朝町教育委員会事務局内に本会の事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長、及び事務局員を置く。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第18条 本会に要する経費は、補助金、寄附金等をもってこれにあてる。

(その他)

第19条 この規約の施行について、必要な細則は、役員会が定める。

附 則

- 1 この規約は、令和6年4月22日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の役員の選出は、第7条の規定にかかわらず、総会で選出し承認を得る。